

### 3 徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例の解説

#### 前 文

少子高齢化や国際化が進展し、生活様式が多様化するなど、社会環境が大きく変化する中にあって、私たちの郷土では、鳴門の渦潮や太平洋を臨む海岸線、また吉野川や剣山など豊かな自然の下で、古来から来訪者を温かくもてなす思いやりの心をはぐくんできた。

このような社会環境や伝統を踏まえ、あらゆる社会的活動に参加する機会を有し、障害の有無や年齢、性別等に関係なく、健やかで充実した生活を営むことは、県民すべての願いである。

県民、事業者及び行政は、相互に協力しながらそれぞれの役割を積極的に果たし、将来にわたって県民の幸福な生活が確保されるようすべての人が暮らしやすいまちづくりに取り組むことが重要である。

ここに、私たちは、ユニバーサルデザインによるまちづくりの基本理念を明らかにし、社会全体として総合的かつ継続的な取組を推進していくため、この条例を制定する。

#### <趣 旨>

少子高齢化や国際化が進展するとともに、人々の価値観や生活様式が多様化が進行するなど、社会環境は大きく変化しています。

このような中、住み慣れた地域で、より安心して暮らせる社会を実現することは、私たち徳島県民の願いであり、すべての人が、年齢、性別、身体的能力や言語などにかかわらず、人の持つ違いやそれぞれの特性を互いに理解し、尊重し合いながら、主体性を持ってはつらつと生活できる環境づくりを進めることが重要です。

私たちの郷土においては、鳴門の渦潮や太平洋を臨む海岸線、また吉野川や剣山など豊かな自然の下で、古来から来訪者を温かくもてなす心が継承されてきました。

私たち県民は、これまではぐくまれてきた県民性を生かし、県民、事業者及び行政が互いに協力しながら、それぞれの役割を積極的に果たし、現状に甘んずることなく、一体となってユニバーサルデザインによるまちづくりに取り組むため、この条例を制定します。

#### <解 釈>

○ 「総合的取組」とは、

ハード面…まち全体を面としてとらえ、一体的な整備に取り組むことをいいます。

（施設ごとの「点」での整備ではなく、点と点をつなぐ「線」として、さらには「面」として整備することを目指します。）

ソフト面…ユニバーサルデザインに関する理解が深まり、すべての人が主体的に取り組むことをいいます。

○ 「継続的取組」とは、施設、製品、サービスをより利用しやすいものとするために、柔軟に、できることから、より良いものを求めて、継続的に取り組むことをいいます。

#### 第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進についての基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、県の実施する施策について必要な事項を定めることにより、すべての人が暮らしやすい社会を実現することを目的と

する。

## <趣 旨>

本条例では、「すべての人が暮らしやすい社会を実現すること」を目的としています。

## <解 釈>

- 「県民」とは、県内に居住し、生活している者をいいます。
- 「事業者」とは、法人、その他の団体及び事業を営む個人をいいます。
- 「すべての人」とは、障害の有無、年齢、性別等にかかわらず、すべての県民をいいます。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ユニバーサルデザインによるまちづくり 障害の有無、年齢、性別等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境を整備する考え方に基づき、施設の整備、製品の製造、役務の提供及び啓発活動を行うことにより、すべての人が暮らしやすい社会を実現するための取組をいう。
- (2) 生活関連施設 官公庁施設、社会福祉施設、医療施設、教育施設、文化施設、娯楽施設、宿泊施設、店舗、公共交通機関の施設、道路、公園その他の不特定かつ多数の者が利用する施設で規則で定めるものをいう。
- (3) 特定生活関連施設 生活関連施設のうち生活環境の整備を進める上で特に重要なものとして規則で定めるものをいう。

## <趣 旨>

この条例に用いられている用語を定義しています。

## <解 釈>

- 「ユニバーサルデザイン」とは、障害の有無、年齢、性別、言語などにかかわらず、あらかじめ多様なニーズを考慮して、すべての人が安全に安心して、簡単かつ快適に利用できるように、施設、製品、サービスを計画・設計する考え方をいいます。
  - ・「ユニバーサルデザイン」(平成14年12月24日閣議決定)  
あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が、利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。
- 「障害の有無、年齢、性別」とは、身体障害・知的障害・精神障害の有無、年齢(子ども・大人・高齢者)、男性・女性をいいます。
- 「等」とは、使用言語(日本語、外国語、手話)、身長、利き腕などをいいます。
- 「多様な人々」とは、妊産婦、乳幼児を連れた者、傷病者などを含みます。
- 「ユニバーサルデザインによるまちづくり」とは、ユニバーサルデザインの考え方に基づいて、「街づくり(施設の整備)」「ものづくり(製品の製造)」「情報環境づくり(役務の提供)」「意識づくり(啓発活動等)」を通じて、地域におけるすべての人が暮らしやすい社会を実現するための取組みをいいます。
- 「生活関連施設」とは、不特定かつ多数の者が利用する公共性の高い施設であり、条例上の例示については、規則において規定する予定である施設の区分について、代表的なものを例示しています。

なお、用途面積を限定せず、すべてのものを条例の対象としています。

- 「特定生活関連施設」とは、生活関連施設のうち、生活環境の整備を進める上で特に重要な施設であり、規則において、施設の種類ごと、面積により対象となる施設を定めています。

#### 【規則】

(生活関連施設)

第2条 条例第2条第2号の規則で定める施設は、別表第1の生活関連施設の欄に掲げる施設とする。

(特定生活関連施設)

第3条 条例第2条第3号の規則で定める生活関連施設は、別表第1の生活関連施設の欄に掲げる施設のうち、それぞれ同表の特定生活関連施設の欄に定めるものとする。

(基本理念)

第3条 ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進は、生活関連施設を利用する者の基本的な需要が満たされ、すべての人が安全かつ快適に利用できるように配慮して行われなければならない。

2 ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進は、環境の保全に配慮して行われなければならない。

3 ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進は、文化、伝統その他の社会的状況に配慮して行われなければならない。

#### <趣 旨>

ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進するための基本理念を規定しています。

#### <解 釈>

- 「生活関連施設を利用する者」には、施設においてサービスの提供を受ける者だけでなく、就労する者も含まれます。
- 「基本的な需要が満たされ」とは、利用者の意見を尊重することをいいます。
- 「すべての人が安全かつ快適に利用」とは、施設、製品、サービスを、すべての人が安全に安心して利用できること、すべての人にとって使いやすく分かりやすいこと及びすべての人が不自由なく楽に利用できることをいいます。
- 「環境の保全に配慮」とは、自然材等を積極的に利用するなど、地域の自然や景観に配慮することをいいます。
- 「文化、伝統その他の社会的状況に配慮」とは、地場の材料を活用するなど、これまで受け継いできた文化、伝統、産業などの地域特性を活かすことをいいます。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、ユニバーサルデザインによるまちづくりを推進するものとする。

2 県は、自ら設置し、又は管理する生活関連施設をすべての人が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めなければならない。

## <趣 旨>

ユニバーサルデザインによるまちづくりに関する県の責務を規定しています。

第1点は、基本理念にのっとり、ユニバーサルデザインによるまちづくりを推進するものとしています。なお、具体的には、条例第8条に規定する「基本指針」に基づいて推進することとしています。

第2点は、県は条例を制定し、事業者に対し、すべての人が安全かつ快適に利用できる生活関連施設の整備を求めることから、事業者の理解と協力を得るため、まず自ら設置、管理する県施設の整備を計画的に推進するものです。

## <解 釈>

- 「設置し、又は管理する生活関連施設」とは、設置管理条例等により、設置又は管理しているものをいいます。なお、県が設置した生活関連施設の管理を外部に委託している場合は、県と管理を受託している者が共同して整備に努めることとなります。また、県が外部の生活関連施設の管理を受託している場合にあっても、共同して整備に努めることとなります。

(県民の役割)

第5条 県民は、ユニバーサルデザインによるまちづくりに関して理解を深め、県が実施するユニバーサルデザインによるまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 県民は、すべての人が生活関連施設、製品及び役務を円滑に利用できるよう配慮するものとする。

## <趣 旨>

ユニバーサルデザインによるまちづくりは、県民、事業者、行政が一体となって推進することが重要であり、すべての県民にかかわるものであることから、県民の役割を規定しています。

具体的には、身近な自分たちのまちづくりについて考え、自らの問題として捉えるなど、県民の理解と協力によりユニバーサルデザインによるまちづくりに取り組もうとするものです。

## <解 釈>

- 「円滑に利用できるよう配慮」とは、具体的には
  - ・ 車いす使用者用駐車施設に、不必要な人は駐車しない。
  - ・ 駅前広場や歩道等の点字ブロックに自転車等を放置しない。
  - ・ バスや汽車で妊産婦等に席を譲る。
  - ・ 手話や外国語の通訳を遮らない。等です。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にかんがみ、その供給する商品及び役務について品質等を向上させること等により県が実施するユニバーサルデザインによるまちづくりに協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、自ら設置し、又は管理する生活関連施設をすべての人が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めるものとする。

## <趣 旨>

事業者が事業活動を行うにあたり、地域とのつながりや地域社会で果たす役割を認識し、県が実施するユニバーサルデザインによるまちづくりに協力するよう規定しています。

また、事業者は、自ら設置し、又は管理する施設について自主的にすべての人が安全かつ快適に

利用できるようにその整備を進めることが求められます。

「ものづくり(製品の製造)」の推進を目的としており、すべての人が安全、簡単に利用しやすい製品が普及することを目指し、利用者のニーズが反映されたものづくりが行われるとともに、できるかぎり多くの県民の積極的利用が図られるよう努めます。

#### <解 釈>

- 「供給する商品及び役務について」とは、事業活動による製品の製造や顧客へのサービスの提供等をいいます。
- 「品質等を向上させること等」とは、製品のユニバーサルデザイン、顧客へのサービス向上やわかりやすい情報提供などをいいます。
- 「ユニバーサルデザインによるまちづくりに協力」とは、従業員に対する研修、啓発など幅広く想定しています。
- 「すべての人」には、従業員も含まれますので、就労環境の整備に努めることも求められています。

(市町村に対する協力)

第7条 県は、市町村が実施する当該市町村の社会的状況に応じたユニバーサルデザインによるまちづくりに協力するものとする。

#### <趣 旨>

市町村は、住民に最も身近な行政主体であり、それぞれの地域の実情に応じたユニバーサルデザインによるまちづくりが積極的に取り組まれるよう、県は市町村に対する協力を行うことを規定しています。

なお、市町村の責務を規定していないのは、県と対等の関係にある市町村の責務を県の条例で規定することは適切でないためです。

#### <解 釈>

- 「協力する」とは、ユニバーサルデザインによるまちづくりに関する情報提供や技術的助言などをいいます。

## 第2章 基本指針等

(基本指針の策定)

第8条 知事は、ユニバーサルデザインによるまちづくりに関する基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) ユニバーサルデザインによるまちづくりに関する基本的事項

(2) 前号に掲げるもののほか、ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進を図るために必要な事項

3 知事は、基本指針を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を聴かななければならない。

4 知事は、基本指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本指針の変更(軽微なものを除く。)について準用する。

### <趣 旨>

条例第4条の県の責務として、基本理念にのっとりユニバーサルデザインによるまちづくりを推進することとしており、これを踏まえ、基本的な施策を定めることを規定しています。

### <解 釈>

- 「県民の意見を聴かなければならない」とは、有識者による検討会、パブリックコメントなどにより県民の意見を聴くことをいいます。
- 「公表」とは、冊子の配布やホームページでの公開などをいいます。
- 「軽微なもの」とは、内容自体の変更を伴わないものをいいます。

### <参 考>

平成17年3月に「とくしまユニバーサルデザイン基本指針」を策定しており、これを第8条に規定する「基本指針」とみなすこととしております。(附則第4項)

(県民の意見の聴取)

第9条 県は、前条第3項に定めるもののほか、ユニバーサルデザインによるまちづくりに関する施策について、県民の意見を聴取するよう努めるものとする。

### <趣 旨>

ユニバーサルデザインによるまちづくりに関する施策を効果的に実施するため、県民の意見を聴くことを規定しています。

### <解 釈>

- 「県民の意見を聴取」とは、通常の業務を通じて県民の意見を聴くほか、知事と県民との対話「しゃべり場とくしま」、インターネットを活用した提言の場、「とくしまユニバーサルデザイン県民会議」などにおいて県民の意見を聴くことをいいます。

(推進体制)

第10条 県は、県民、事業者及び行政が一体となってユニバーサルデザインによるまちづくりに取り組むため、必要な推進体制を整備するものとする。

### <趣 旨>

ユニバーサルデザインによるまちづくりを推進するためには、県民、事業者、行政が一体となって取り組むことが重要であることから、推進体制の整備について規定しています。

### <参 考>

平成17年8月に「とくしまユニバーサルデザイン県民会議」を設立しており、県民、事業者、行政が一体となって取り組むための体制を整備しています。

(財政上の措置)

第11条 県は、ユニバーサルデザインによるまちづくりを推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

### <趣 旨>

県として、ユニバーサルデザインによるまちづくりを推進するために必要な予算措置を講じる努力を規定しています。

## <解 釈>

- 「必要な財政上の措置」とは、第8条に規定する基本指針に基づいて実施する施策の財政上の措置をいいます。

## 第3章 啓発活動の推進等

(啓発活動の推進等)

第12条 県は、ユニバーサルデザインによるまちづくりに関する県民及び事業者の意識の高揚及び知識の普及を図るとともに、県民及び事業者の協力を得るための啓発活動を推進するものとする。

## <趣 旨>

ユニバーサルデザインの考え方やユニバーサルデザインによるまちづくりの具体的な内容等について周知することにより、県民や事業者が自らの問題として捉え、あたりまえのこととして取り組むことができるよう、県が啓発活動を推進することを規定しています。

「意識づくり(啓発活動等)」の推進を目的としており、個別分野での取り組みが着実に進められるよう、その基盤となる一人ひとりの意識づくりを進めます。

## <解 釈>

- 「啓発活動」とは、テレビ、新聞等による広報活動、ホームページへの掲載、パンフレットの配布などをいいます。

(学習機会の提供等)

第13条 県は、県民及び事業者が、ユニバーサルデザインによるまちづくりに関する理解を深めるため、学習の機会を提供するとともに、教育の充実を図るものとする。

## <趣 旨>

ユニバーサルデザインによるまちづくりを推進するためには、県民や事業者が、多様な人々のそれぞれの状況や状態を理解することが必要であり、相手の立場に立って取り組むことができるよう、学習の機会や教育の充実について規定しています。

## <解 釈>

- 「学習の機会」とは、研修会の開催や各種研修会カリキュラムへの項目の組み入れなどをいいます。
- 「教育の充実」とは、家庭や地域、学校、職場などにおける教育を促進するような取り組みをいいます。

(情報の提供)

第14条 県は、県民、事業者及び市町村の自主的な取組を促進するため、ユニバーサルデザインによるまちづくりに関する情報を提供するものとする。

## <趣 旨>

ユニバーサルデザインによるまちづくりは、県民、事業者、行政のそれぞれが、自主的、積極的に取り組むことが大切であり、そのような取り組みを促進するために必要な情報を提供することを規定しています。

## <解 釈>

- 「ユニバーサルデザインによるまちづくりに関する情報」とは、ユニバーサルデザインに関する県の施策や事業者の取り組みに関する情報、施設整備における整備基準等の情報などをいいます。

(人材の育成)

第15条 県は、ユニバーサルデザインによるまちづくりに関する専門的な知識を有する人材を育成するため、必要な措置を講ずるものとする。

## <趣 旨>

ユニバーサルデザインによるまちづくりを推進するためには、専門的な知識を有する人材が必要であり、その育成について規定しています。

## <解 釈>

- 「専門的な知識」とは、「街づくり」や「ものづくり」におけるユニバーサルデザインの知識、点字・手話・外国語による情報提供の知識などをいいます。

## 第4章 生活関連施設の整備

(意見聴取)

第16条 生活関連施設を設置し、若しくは管理する者(以下「設置者等」という。)又は生活関連施設の新築、新設、増築、改築、大規模の修繕(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第14号に規定する大規模の修繕をいう。)若しくは大規模の模様替(同条第15号に規定する大規模の模様替をいう。)(以下「新築等」という。)若しくは施設の用途の変更(施設の用途を変更して生活関連施設とするものに限る。第18条において同じ。)をしようとする者は、当該生活関連施設を利用する者の意見を聴くよう努めなければならない。

## <趣 旨>

ユニバーサルデザインによるまちづくりを推進するためには、「利用者の意見を重視」して、限られた条件のもと「できるところから」取り組むとともに、より良いものを求めて「継続的に」取り組むことが重要です。

このため、新築等・既設を問わず、生活関連施設の設置者等に対し、利用者の意見を聞くよう努力義務を規定しています。

「街づくり(施設の整備)」の推進を目的としており、すべての人が安心して、安全、快適に暮らせることを目指し、公共・公益建築物、住宅、公園、道路などが、利用しやすく、互いに連続性や一体を持って移動しやすいものとなるよう努めます。

## <解 釈>

- 「設置し、若しくは管理する者」とは、既存の生活関連施設の設置者若しくは管理者をいいます。
- 「新築等若しくは施設の用途の変更をしようとする者」とは、新築等や用途変更により、これから生活関連施設を設置しようとする者をいいます。
- 「新築、新設」と区分したのは、一般的に新築は建築物の場合に、新設は建築物以外の道路、公園等の場合に使用されるためです。
- 「大規模の修繕」とは、建築物の主要構造部(壁、柱、床、はり、屋根又は階段)の一種以上につい

て行う過半の修繕のことをいいます。

- 「大規模の模様替え」とは、建築物の主要構造部の一種以上について行う過半の模様替えをいいます。
- 「用途の変更」とは、生活関連施設でなかった空き住居のレイアウトを変更し、店舗にする場合等をいいます。  
なお、一定規模の工事を伴う変更は、新築等の範疇に含まれます。
- 「利用する者」とは、施設においてサービス等の提供を受ける者だけでなく、そこで就業する者も含まれます。
- 「意見を聴く」とは、次のような方法が考えられます。
  - ・ 計画段階でのワークショップによる意見聴取
  - ・ 施設利用者へのアンケート調査の実施
  - ・ 定期的に利用者等による点検の実施
  - ・ 施設利用者からの御意見箱の設置
  - ・ 施設のホームページを活用した意見聴取

(整備基準)

第17条 知事は、生活関連施設の整備を促進するため、その出入口、廊下、階段、昇降機、便所、駐車場等の部分の構造及び設備に関し必要な基準(以下「整備基準」という。)を規則で定めるものとする。

### <趣 旨>

不特定かつ多数の者が利用する生活関連施設において、すべての人が安全かつ快適に利用できるためには、施設内のどのような部位や箇所が整備されなければならないかを規則で定めることとしています。

その具体的な構造や設備の整備基準については、規則第6条の別表第2において規定しています。

なお、この整備基準は、利用しやすい施設整備の一定基準として規定しておりますが、施設の用途や機能によって、より利用しやすくするための具体的な対応方法は異なりますので、第16条で規定する利用者の意見聴取に基づき、継続して施設整備に取り組むことが必要です。

### <解 釈>

- 「構造」とは、例えば出入口の幅員、戸の形状、昇降機の形状等をいいます。
- 「設備」とは、階段の手すり、案内設備、授乳場所のベビーベッド等をいいます。

#### 【規則】

(整備基準)

第4条 条例第17条の整備基準(以下「整備基準」という。)は、別表第2のとおりとする。

(整備基準への適合)

第18条 生活関連施設の新築等又は施設の用途の変更をしようとする者は、当該生活関連施設を整備基準に適合させるよう努めなければならない。ただし、整備基準に適合する場合と同等以上に円滑に利用することができる場合又は敷地の状況、建築物の構造その他やむを得ない理由により整備基準に適合させることが著しく困難である場合として規則で定める場合は、この限りでない。

## <趣 旨>

生活関連施設の新築等や増改築の機会をとらえて、整備基準へ適合させる努力義務を規定しています。

ただし、建築物等を新築等しようとする場合、様々な施設の条件や個々の状況等から整備基準への適合が客観的に困難な状況も想定されることから、ただし書きを設けており、整備基準による整備が困難な場合について、規則で定めることとしています。

## <解 釈>

- 「敷地の状況」とは、例えば道路と敷地との間に著しい高低差があり、整備基準にそった傾斜路の設置が困難な場合等をいいます。
- 「建築物の構造」とは、例えば木造、プレハブ等の建築物で、強度の関係からエレベーターが設置できない場合等をいいます。

### 【規則】

(整備基準に適合させることが著しく困難である場合)

第5条 条例第18条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 文化財(文化財保護法(昭和25年法律第214号)第2条第1項に規定する文化財をいう。以下同じ。)である生活関連施設の増築、改築、大規模の修繕(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第14号に規定する大規模の修繕をいう。以下同じ。)又は大規模の模様替(同条第15号に規定する大規模の模様替をいう。以下同じ。)を行う場合であって、整備基準に適合させることにより、その文化財としての価値を減少させるおそれがあるとき。
- (2) 新築、新設、増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をしようとする生活関連施設の敷地内に著しい高低差がある場合及び敷地内に著しい高低差がある施設の用途を変更して生活関連施設とする場合であって、傾斜路(20分の1を超える勾配を有するものをいう。以下同じ。)の勾配を整備基準に適合させることができないとき。
- (3) 施設の用途を変更して生活関連施設とする場合であって、廊下の幅員を整備基準に適合させることができないとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、敷地の状況、建築物の構造その他やむを得ない理由により、整備基準に適合させることが著しく困難であると知事が認める場合

(既存の生活関連施設)

第19条 この章の規定の施行の際現に存する生活関連施設の設置者等(現に新築等の工事を行っている者を含む。)は、当該生活関連施設について、整備基準への適合状況の把握に努めるとともに、整備基準に適合させるよう努めなければならない。

## <趣 旨>

既存の生活関連施設について、できる限り整備基準にそった改善整備を自主的に行っていただくため、適合状況の把握と適合していない場合の整備改善に努める旨を規定しています。

## <解 釈>

- 「この章の規定の施行の際」とは、平成19年10月1日です。
- 「現に新築等の工事を行っている者」とは、平成19年10月1日時点で工事中のものであり、竣工していないものをいいます。

(機能の維持)

第20条 生活関連施設の設置者等は、当該生活関連施設の整備基準に適合している部分の機能を維持するよう努めなければならない。

### <趣 旨>

整備基準に適合した整備を行った部分を必要に応じて点検し、その機能の維持に努める旨を規定しています。

### <解 釈>

○ 「機能を維持」とは、常に施設の機能が発揮できる状態にしておくことをいいます。例えば、点字ブロックの上に物を置かないこと、案内表示が隠れないようにすることなどが考えられます。

(適合証の交付)

第21条 生活関連施設の設置者等は、規則で定めるところにより、知事に対し、当該生活関連施設が整備基準に適合し、かつ、当該生活関連施設の設置者等が当該生活関連施設を利用する者の意見を聴くための措置を行っていることを証する証明書(以下「適合証」という。)の交付を請求することができる。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、当該生活関連施設が整備基準に適合し、かつ、当該生活関連施設の設置者等が当該生活関連施設を利用する者の意見を聴くための措置を行っているとき、当該請求をした者に対し、適合証を交付するものとする。

3 知事は、前項の規定により適合証を交付したときは、その旨を公表することができる。

4 知事は、第2項の規定により交付された適合証に係る生活関連施設が整備基準に適合しなくなったとき、生活関連施設の設置者等が当該生活関連施設を利用する者の意見を聴くための措置を行わなくなったときその他必要と認めるときは、当該適合証を交付した者に対し、当該適合証の返還を命ずることができる。

### <趣 旨>

生活関連施設について新築等、既存を問わず、整備基準に適合している場合に、設置者等からの請求により適合証を交付することを規定しています。

この適合証を施設に掲示することにより、整備基準に適合し、かつ、利用者の意見聴取の取り組みを行っている生活関連施設であることを利用者に周知し、ユニバーサルデザインによるまちづくりを推進するものです。

### <解 釈>

○ 「認めるとき」とは、現地調査等を行うなどの方法により確認することをいいます。

#### 【規則】

(適合証の交付の請求等)

第6条 条例第21条第1項の規定による請求をしようとする者は、適合証交付請求書(様式第1号)に、当該生活関連施設が整備基準に適合していることを証する図面等を添付して、知事に提出しなければならない。ただし、次条又は第8条の協議に係る書類を提出している場合にあっては、当該書類をもって、添付を要する図面等に代えることができる。

2 条例第21条第1項の適合証は、様式第2号によるものとする。

## 第5章 特定生活関連施設の整備

(事前協議)

第22条 特定生活関連施設の新築等又は施設の用途の変更(施設の用途を変更して特定生活関連施設とするものに限る。第27条において同じ。)をしようとする者は、その計画について、規則で定めるところにより、あらかじめ、知事に協議しなければならない。ただし、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「法」という。)第17条第1項の規定による申請をしたときは、この限りでない。

2 前項の規定による協議をした者は、当該協議の内容の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、規則で定めるところにより、その変更の内容を、あらかじめ、知事に協議しなければならない。

### <趣 旨>

第18条で、生活関連施設の新築等を行う者は、整備基準に適合させるよう努めなければならないと規定していますが、ここでは、特定生活関連施設について、新築等または施設の用途を変更して特定生活関連施設としようとする者(建築主、設置者等)に対し、整備計画内容についての事前協議を義務づけています。

なお、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第1項の規定による計画の認定の申請をする場合にあっては、条例の整備基準をすべて満たしていることが明らかであることから、二重の協議を避けるために除外規定を設けています。

また、事前協議の協議内容を変更(軽微な変更を除く。)する場合も、改めて協議することを規定しています。

### <解 釈>

○ 「あらかじめ」とは、新築等の工事に着工する前までに、又は用途を変更して供用するまでに行う必要があります。建築物については、建築基準法に基づく建築確認申請以前に行うことを求めています。

ただ、設計等の最終段階での変更等は極めて困難な場合も多く、経費の節減等を図るうえからも、できる限り建築等の構想段階から事前相談を行ってもらうことが必要です。

### 【規則】

(特定生活関連施設の新築等の協議)

第7条 条例第22条第1項の規定による協議をしようとする者は、特定生活関連施設新築等協議書(様式第3号)に、次に掲げる図面等を添付して、知事に提出しなければならない。

(1) 別表第3の上欄に定める区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる図面

(2) その他知事が必要と認める図面等

(変更の協議)

第8条 条例第22条第2項の規定による協議をしようとする者は、特定生活関連施設新築等変更協議書(様式第4号)に、前条各号に掲げる図面等のうち当該変更に係るものを添付して、知事に提出しなければならない。

(軽微な変更)

第9条 条例第22条第2項の規則で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

(1) 整備基準に適合している部分を、当該生活関連施設の利用者が安全かつ快適に利用できるようにする変更

(2) 工事の着手又は完了の予定年月日の3月以内の変更

## <解 釈>

- 規則第9条第2項に規定する変更は、事前協議の際の「工事着手予定年月日」又は「工事完了予定年月日」に変更が生じたが、その期間が3月以内の場合である。

したがって、3月を越える期日の変更が生じた場合には、変更の協議が必要になる。

### 【参考】

<高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律>

(特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定)

第17条 建築主等は、特定建築物の建築、修繕又は模様替(修繕又は模様替にあつては、建築物特定施設に係るものに限る。以下「建築等」という。)をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、特定建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

(指導又は助言)

第23条 知事は、前条の規定による協議があった場合において、当該協議に係る特定生活関連施設が整備基準に適合しないと認めるときは、当該協議をした者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

## <趣 旨>

第22条に基づく事前協議の場において、整備計画内容に不適正、不十分な点がある場合には、指導・助言を行うことにより、整備基準への適合に向けた自主的な努力を促すものです。

## <解 釈>

- 「指導又は助言」とは、事前協議の内容に関して、整備しようとする施設の構造や設備の仕様が基準に満たない場合や、設備自体が整備されない場合については指導を行うことであり、また、基準を満たすための方法や工夫については助言を行うことをいいます。

(工事完了の届出)

第24条 第22条の規定による協議をした者は、当該協議に係る工事を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

## <趣 旨>

第22条に基づく事前協議を行った特定生活関連施設の新築等を行った者は、工事完了後は、速やかにその旨を届け出ることを義務づけるものです。

第25条に基づく完了検査を行うために必要な届出です。

### 【規則】

(工事の完了の届出)

第10条 条例第24条の規定による届出は、特定生活関連施設工事完了届出書(様式第5号)により行わなければならない。

(完了検査)

第25条 知事は、前条の規定による届出があったときは、当該届出に係る特定生活関連施設の整

備基準への適合状況を検査するものとする。

### <趣 旨>

特定生活関連施設の整備が行われた場合に、整備基準への適合状況について検査を行うことにより、第18条に規定している努力義務が履行されているかどうかを確認することを規定しています。

(報告の徴収及び立入調査)

第26条 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、特定生活関連施設の設置者等に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、特定生活関連施設若しくはその工事現場に立ち入り、当該特定生活関連施設の整備基準への適合状況若しくは帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

### <趣 旨>

新築等、既設を問わず特定生活関連施設の設置者等に対し、必要に応じ報告を求めたり、職員に立入調査の権限を与えることにより、条例の円滑な施行を行うことを規定しています。

なお、立入調査を行う職員には、身分証明書の携帯と提示を義務づけており、この調査は当然のこととして、犯罪捜査に利用できるものではありません。

### <解 釈>

○ 「この章の規定の施行に必要な限度において」とは、特定生活関連施設の設置者等に無制限に報告を求めたり立入調査を行うことは、事務上の過重な負担を強いることになる恐れがあることから一定の制限を求めたものであり、具体的、限定的に取り扱うものです。

○ 「報告」は、整備基準への適合状況や、不幸にしてスロープで事故があった場合、当該スロープの維持管理状況等が想定されます。

○ 「立入調査」は、

- ・ 第22条の事前協議において第18条のただし書きによる整備が困難な場合であるかどうかの現地での調査
- ・ 第23条の指導又は助言を行う上で必要な調査
- ・ 第27条の勧告及び第28条の公表を行う上での調査等が想定されます。

#### 【規則】

(身分証明書)

第11条 条例第26条第2項の証明書は、様式第6号によるものとする。

(勧告)

第27条 知事は、第22条の規定による協議を行わないで特定生活関連施設の新築等の工事に着手し、若しくは施設の用途の変更をした者又は同条の規定による協議と異なる工事を行った者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

- 2 知事は、第23条の規定による指導又は助言を受けた者が正当な理由がなくこれに従わないときは、その者に対し、当該指導又は助言の内容に従うべきことその他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
- 3 知事は、前条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

### <趣 旨>

条例の定める手続きに違反等があった場合の規定であり、特定生活関連施設について、新築等の事前協議をしないとき、協議内容と異なる工事を行ったとき、正当な理由なく指導助言に従わないとき、報告をしないとき、虚偽の報告をしたとき、立入調査を拒んだとき等に勧告を行うことを規定しています。

(公表)

第28条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくこれに従わないときは、その旨を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

### <趣 旨>

勧告を受けた者に正当な理由がなく、当該勧告に従わないことをそのまま放置することが公益上支障を生じること等から、県民に対してその情報を提供するという手段を留保するものです。

### <解 釈>

- 「意見を述べる機会を与えなければならない」とは、勧告に従わない場合、あらかじめ意見を述べる機会を与えることにより、正当な理由の有無を確認した上で、公表について判断を行うものです。

## 第6章 公共車両等の整備等

(公共車両等の整備)

第29条 旅客の運送の用に供する鉄道の車両、自動車及び船舶のうち規則で定めるもの(以下「公共車両等」という。)を所有し、又は管理する者(以下「所有者等」という。)は、すべての人が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めなければならない。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、公共車両等の所有者等に対し、当該公共車両等の整備の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。
- 3 知事は、必要があると認めるときは、前項の報告を行った者に対し、当該公共車両等の整備の適正な実施について必要な指導又は助言を行うことができる。

### <趣 旨>

すべての人にとって安全かつ快適な生活環境の整備を図るためには、不特定かつ多数の者が利用する公共性の高い施設(生活関連施設)の整備だけでなく、移動の連続性の確保の観点から、公共車両等についても安全かつ快適に利用できるよう整備されることが極めて重要であることから、整備の努力義務を規定しています。

また、必要に応じ報告を求めることや、指導・助言についても規定しています。

### <解 釈>

- 「公共車両等」の範囲は、鉄道旅客車両、バス、タクシー、船舶を対象としています。  
なお、航空機については、本県では旅客を対象とした運行をする者がいない(本県は発着のみであり所有者等はいない)ことから対象としていません。
- 「その整備」は、鉄道車両への車いす使用者用トイレの設置、ノンステップバスの導入、福祉タクシーの導入等を想定しています。

#### 【規則】

##### (公共車両等)

第12条 条例第29条第1項の規則で定める鉄道の車両、自動車及び船舶は、次に掲げるものとする。

- (1) 海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事業(以下「一般旅客定期航路事業」という。)の用に供する旅客船
- (2) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車(以下「乗合自動車」という。)及び同号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車
- (3) 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第2項に規定する第一種鉄道事業及び同条第3項に規定する第二種鉄道事業のうち、旅客の運送を行う事業の用に供する旅客車

##### (公共工作物の整備)

第30条 信号機、案内標識その他の公共の用に供する工作物のうち規則で定めるもの(以下「公共工作物」という。)の所有者等は、すべての人が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めなければならない。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、公共工作物の所有者等に対し、当該公共工作物の整備の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。
- 3 知事は、必要があると認めるときは、前項の報告を行った者に対し、当該公共工作物の整備の適正な実施について必要な指導又は助言を行うことができる。

### <趣 旨>

すべての人にとって安全かつ快適な生活環境の整備を図るためには、信号機、案内標識などの公共工作物についても安全かつ快適に利用できるよう整備されることが極めて重要であることから、整備の努力義務を規定しています。

また、必要に応じ報告を求めることや、指導・助言についても規定しています。

### <解 釈>

- 「公共工作物」の範囲は、信号機、案内標識などを規則で定めています。
- 「その整備」は、LEDを利用した信号機、図記号や外国語を併記した案内標識、取り出しやすい自動販売機などを想定しています。

#### 【規則】

##### (公共工作物)

第13条 条例第30条第1項の規則で定める工作物は、次に掲げるものとする。

- (1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第14号に規定する信号機
- (2) 案内標識

- (3) 乗合自動車(路線を定めて定期に運行するものに限る。)の停留所又はタクシー(タクシー業務適正化特別措置法(昭和45年法律第75号)第2条第1項に規定するタクシーをいう。)の乗場の用に供する工作物
- (4) 銀行その他の金融機関の現金自動預払機及び現金自動支払機
- (5) 自動販売機

(住宅等への配慮)

第31条 住宅又は宅地(以下「住宅等」という。)を供給する者は、すべての人が安全かつ快適に利用できるよう整備された住宅等(当該住宅等と一体的に整備される道路及び公園を含む。)の供給に努めなければならない。

### <趣 旨>

生活の場をトータルに捉えると、生活の基本となる居住環境の整備が不可欠です。

そこで、住宅についても安全かつ快適に利用できるよう整備を促進するため、住宅を供給する者に対する努力義務を規定しています。

### <解 釈>

- 「宅地」を設けているのは、道路から玄関までの経路についても、安全かつ快適に移動できることが必要であるためです。
- 「住宅等を供給する者」とは、公営住宅を供給する県や市町村、宅地開発業者、住宅建設請負業者、住宅販売業者を想定しています。

## 第7章 特別特定建築物に追加する特定建築物等

(特別特定建築物に追加する特定建築物)

第32条 法第14条第3項の規定により条例で追加する特定建築物は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(特別支援学校及び幼稚園を除く。)とする。

(特別特定建築物の建築の規模)

第33条 法第14条第3項の規定により条例で定める特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条第1号、第2号及び第8号から第12号までに掲げるもの(児童厚生施設(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第40条に規定する児童厚生施設をいう。)その他これに類するもの、ポーリング場及び遊技場を除く。)並びに前条に規定するものに限る。)の建築(法第2条第19号に規定する建築をいい、用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。)の規模は、床面積(増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積)の合計1,000平方メートルとする。

### <趣 旨>

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」第14条第1項では、2,000㎡以上の新築特別特定建築物に建築物移動等円滑化基準への適合義務が定められています。

また、法第14条第3項では、地方公共団体の自然的社会的条件の特殊性により必要な場合に、義務化の対象となる建築物を条例で追加したり、義務化の対象となる建築物の面積を引き下げることができることとなっています。

この規定に基づき、条例第32条では、特別特定建築物に追加する特定建築物を規定し、条例第33条では、特別特定建築物の面積を引き下げることが規定されています。

### <解 釈>

- 特別特定建築物に追加する特定建築物は、「小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校」です。
- 次の特別特定建築物について、義務化の対象面積を「2,000㎡以上」から「1,000㎡以上」まで引き下げます。
  - ・ 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校
  - ・ 特別支援学校(盲学校、聾学校、養護学校)
  - ・ 病院、診療所
  - ・ 保健所、税務署その他不特定多数の者が利用する官公署
  - ・ 老人ホーム、福祉ホーム等(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)
  - ・ 老人福祉センター、身体障害者福祉センター等
  - ・ 体育館、水泳場(一般公共の用に供されるものに限る。)
  - ・ 博物館、美術館、図書館
- 「建築」とは、新築、増築、改築及び用途の変更をして特別特定建築物にすることをいいます。
- 「1,000㎡」とは、増築、改築、用途の変更の場合は、当該部分の床面積が1,000㎡以上のことをいいます。

#### 【参考】

<高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律>

(特別特定建築物の建築主等の基準適合義務等)

第14条 建築主等は、特別特定建築物の政令で定める規模以上の建築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この条において同じ。)をしようとするときは、当該特別特定建築物(次項において「新築特別特定建築物」という。)を、移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準(以下「建築物移動円滑化基準」という。)に適合させなければならない。

2 (省略)

3 地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前2項の規定のみによっては、高齢者、障害者等が特定建築物を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認める場合においては、特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加し、第1項の建築の規模を条例で同項の政令で定める規模未満で別に定め、又は建築物移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができる。

4 (省略)

5 (省略)

<高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令>

(特別特定建築物)

第5条 法第2条第17号の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

- (1) 特別支援学校
- (2) 病院又は診療所

- (3) 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- (4) 集会場又は公会堂
- (5) 展示場
- (6) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- (7) ホテル又は旅館
- (8) 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
- (9) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)
- (10) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- (11) 体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、水泳場(一般公共の用に供されるものに限る。)  
若しくはボーリング場又は遊技場
- (12) 博物館、美術館又は図書館
- (13) 公衆浴場
- (14) 飲食店
- (15) 郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- (16) 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- (17) 自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)
- (18) 公衆便所
- (19) 公共用歩廊

(基準適合義務の対象となる特別特定建築物の規模)

第9条 法第14条第1項の政令で定める規模は、床面積(増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積)の合計2,000平方メートル(第5条第18号に掲げる公衆便所にあっては、50平方メートル)とする。

## 第8章 雑則

(表彰)

第34条 知事は、県が実施するユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関して著しい功績のあった者に対して、表彰を行うことができる。

### <趣 旨>

ユニバーサルデザインによるまちづくりに積極的に取り組んでいる者を表彰できることを規定しています。

(国等に関する特例)

第35条 国、県、市町村その他規則で定める公共的団体については、第21条から第28条まで、第29条第2項及び第3項並びに第30条第2項及び第3項の規定は、適用しない。ただし、知事は、必要があると認めるときは、国、市町村その他規則で定める公共的団体に対し、特定生活関連施設の整備基準への適合状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、前項ただし書の規定による報告があったときは、当該報告を行った者に対し、必要な要請を行うことができる。

### <趣 旨>

国、県、市町村等については、民間の事業者と同様に条例の適用を受けることとなりますが、これらについては、その性格からして条例に違反した特定生活関連施設を設置することは考えられず、むしろ率先して条例に対応すべきであること、事務処理の簡素化等の観点から、事前協議等の手続きは不要としています。

しかし、整備基準への適合状況等を把握する必要があることも予想されることから、当該事項に関する報告を求め、要請ができることを規定しています。

#### 【規則】

(適用の特例を受ける公共的団体)

第14条 条例第35条第1項の規則で定める公共的団体は、次のとおりとする。

- (1) 建築基準法第18条の規定の適用について、法令の規定により国又は地方公共団体とみなされる法人
- (2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項に規定する地方公共団体の組合
- (3) その他知事が適当と認めるもの

なお、規則第14条第1項に規定する法人は、

独立行政法人住宅金融支援機構、国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人水資源機構、日本下水道事業団、地方道路公社、地方住宅供給公社などが挙げられます。

(規則への委任)

第36条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### <趣 旨>

条例で規定されていない細かな事項について、規則に委任することを規定しています。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第3号、第4章から第7章まで及び第35条並びに次項、附則第3項、第5項及び第6項の規定は、平成19年10月1日から施行する。  
(徳島県ひとにやさしいまちづくり条例の廃止)
- 2 徳島県ひとにやさしいまちづくり条例(平成8年徳島県条例第8号)は、廃止する。  
(徳島県ひとにやさしいまちづくり条例の廃止に伴う経過措置)
- 3 前項の規定による廃止前の徳島県ひとにやさしいまちづくり条例第12条の規定による事前協議がされた特定施設に係る措置については、なお従前の例による。  
(基本指針に関する経過措置)
- 4 この条例の施行の際現に策定されているユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する県の基本的な指針は、第8条の規定により策定された基本指針とみなす。

(特別特定建築物に関する経過措置)

5 第7章の規定の施行の際現に工事中の特別特定建築物の建築については、同章の規定は、適用しない。

(徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

6 徳島県の事務処理の特例に関する条例(平成11年徳島県条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表32の項を次のように改める。

32 徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例(平成19年徳島県条例第14号。以下この項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(建築物に係るものに限る。) 1 条例第21条第2項の規定による適合証の交付、同条第3項の規定による公表及び同条第4項の規定による適合証の返還命令 2 条例第22条の規定による事前協議 3 条例第23条の規定による指導又は助言 4 条例第24条の規定による工事完了の届出の受理 5 条例第25条の規定による完了検査 6 条例第26条第1項の規定による報告の徴収、立入調査及び質問	徳島市
--	-----

## <趣 旨>

### ① 「施行期日」

公布日からの施行としていますが、生活関連施設、特定生活関連施設、特別特定建築物に関する規定は、対象施設や整備基準等に関する十分な周知期間を設けるため、平成19年10月1日から施行しました。

### ② 「徳島県ひとにやさしいまちづくり条例の廃止」

平成19年10月1日に廃止しました。

### ③ 「徳島県ひとにやさしいまちづくり条例の廃止に伴う経過措置」

平成19年9月30日までに「徳島県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づく事前協議がされた特定施設については、従前の条例に基づく手続きを行うこととしています。

### ④ 「基本指針に係る経過措置」

平成17年3月に「とくしまユニバーサルデザイン基本指針」を策定しており、これを第8条に規定する「基本指針」とみなすこととしています。

### ⑤ 「特別特定建築物に関する経過措置」

第7章で、バリアフリー新法による整備基準への適合義務の対象を拡大していますが、平成19年10月1日時点で工事中のものは、適合義務の対象としないこととしています。

### ⑥ 「徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正」

「徳島県ひとにやさしいまちづくり条例」と同様に、徳島市内の建築物に係る事前協議等の手続きは、徳島市に権限委譲することとしています。